

大分市下水汚泥燃料化事業に係る事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分市公共下水道事業の経営健全化に向け、下水汚泥処理の広域化・共同化を視野に入れた経済的かつ安定的な処理と資源化を促進し、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化防止に貢献できるよう、セメント原料化等に加えて新たに事業化すべき下水汚泥燃料化に関し検討するため、大分市下水汚泥燃料化事業に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

- (1) 最適事業地の選定に関する事項
- (2) 下水汚泥燃料化の施設規模等に関する事項
- (3) 入札手法及び事業方式に関する事項
- (4) 提案者の評価に関する事項
- (5) 最適事業者の選定に関する事項
- (6) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が参画依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大分市上下水道局の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(参画依頼の期間)

第4条 参画依頼の期間は、第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第2号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、管理者が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道部下水道施設管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。